別紙様式第11

契約番号	第　　号

令　和　　年　度

貸　借　契　約　書

本契約については、防衛装備庁「入札及び契約心得（地方調達）」基本契約条項による。

契約金額　￥　　（うち消費税及び地方消費税額　￥　　）

件　　名	
数量・単位	
貸借場所	
貸借期間	令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日
契約保証金	￥
代金支払回数	回
特約条項	
仕様書等	別紙のとおり

本契約の締結を証するためこの書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲

印

乙

印

基 本 契 約 条 項

貸 借 契 約 条 項

（総　　則）

第１条　この契約に定める条件に従い、乙は仕様書（ 図面等を含む。 ）に基づき、甲の指定する場所並びに期間において物件の貸付を行い、甲は乙にその代金を支払うものとする。

（債権譲渡の承認）

第２条　乙は、甲の書面による承認を受けないで、この契約の全部又は一部を第三者に委任し又は請負わせこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させ若しくは担保に供してはならない。

（給付の履行）

第３条　乙は、この契約の給付の目的である物件を正常に使用できる状態で貸借期間中、甲の使用に供するものとする。

（物件の使用）

第４条　甲は、借受物件の使用にあたっては諸法規を守り、乙の指定する取扱要領によるほか、善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

（契約の変更）

第５条　甲は、乙と協議のうえ、貸借期間中において仕様書その他この契約に定める条件を変更することができる。

２　前項により、契約金額の変更を要するときは甲乙協議のうえこれを行うものとする。

３　契約金額の変更を行うときは、乙は甲にその変更に関する見積書を提出しなければならない。

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第６条　乙は、契約物品（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコ

ード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

２　乙は、契約物品について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は、契約物品について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

４　甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前３項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

５　第１項から第３項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

（納期の猶予）

第７条　乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

２　甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

３　乙は、納期を過ぎた後においても、第１項の申請をすることができる。

（延納金）

第８条　乙は、前条第２項の規定により納期を猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、１日につき０．１％の率を

乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10％の金額をもって限度額とする。

２　前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

⑴　納期以前にされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

⑵　納期以前にされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

⑶　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

⑷　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

３　前項の規定の適用においては、納入は第11条の届出があった時にされたものとみなす。

４　乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第１項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3.0％の率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（遅滞金）

第９条　乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、１日につき0.３％の率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

２　前項の規定において「遅延日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場

合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

３　前条第３項の規定は、前項の場合に準用し、前条第４項の規定は、第１項の場合に準用する。

（相手方に対する通知の効力発生の時期）

第 10 条　甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

（給付の完了）

第 11 条　乙は物件の貸付を完了した場合は、貸借完了届をもって甲の指定する検査官に提出するものとする。

（代金の支払）

第 12 条　この契約に定める貸付代金は、前条に定める貸借完了届を受理した後、適法な支払請求書を甲に提出し、甲がこれを受理した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内の日に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第 13 条　甲が前条に規定する約定期間までに借受の代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払いの金額に対し年 2.5％の率を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

（甲の解除権）

第 14 条　甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴　乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

⑵　乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

⑶　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

⑷　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

⑸　乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

⑹　乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

２　甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（乙の解除権）

第 15 条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第 16 条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の 10％の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　第８条第４項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

（損害賠償）

第 17 条　甲は、第 14 条第２項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

２　第 15 条の規定によるこの契約の全部又は一部を解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　前２項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に文書により行われなければならない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第 18 条　この契約について定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

（秘密の保持）

第19条　甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

（その他）

第20条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

２　この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第21条　この契約に関する訴訟は、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。